

Info

ペットの命に責任を持つのは、飼い主の「あなた」です

— 9月20日から9月26日は「動物愛護週間」 —

ペットのいる生活は私たちを楽しませ、心を豊かにしてくれます。

その一方で、ペットをめぐる周囲とのトラブルや、飼い主の事情でペットが飼えなくなるケースも少なくありません。

人とペットが共生するためには、飼い主の「モラル」と「マナー」が必要です。

広く動物の適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、動物愛護管理法により、9月20日から9月26日を「動物愛護週間」と定めています。

この機会に、飼い主の責任をもう一度考えてみましょう。

飼い主が守るべき5つのこと

- 1 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう
- 2 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけたりにしないようにしましょう
- 3 むやみに繁殖させないようにしましょう
- 4 動物による感染症の知識を持ちましょう
- 5 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう

※飼育できなくなった動物を遺棄することは犯罪です。

事情により飼育できなくなった動物がいる場合は、環境保全課までご相談ください。

問い合わせ

役場 環境保全課 廃棄物対策係 内線2501

